

令和 7 年度 美唄市地域おこし協力隊募集要項 (観光及び物産事業の推進)

美唄市は、札幌市と旭川市の間位置しており、かつては三菱鉱業・三井炭山の大規模炭鉱により道内有数の石炭の町として栄えましたが、エネルギー政策により大半が閉山し、現在は農業を基幹産業とするまちです。広大な農地を生かして、道内有数の生産量を誇る水稻を中心に、小麦、大豆、アスパラガス、たまねぎ、ハスカップなど様々な農産物が生産されています。

しかし、人口減少による後継者不足・観光振興の一層の推進・地域経済の活性化など、本市が抱える課題は数多くあります。

そのような状況の中、都市部から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、関係人口の創出・拡大をさせることを目的に、市や関連団体、企業等と連携し構成する団体の中で、観光の推進と物産の開発等を行い地域と経済活性化を図るため、以下のとおり地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集人員 1 名

2. 活動内容

以下の活動を実施します。

- (1) 観光の推進、物産の開発業務
- (2) 組織運営事業の支援や連携、関係団体や企業との調整
- (3) 地域行事、地域住民との交流活動
- (4) その他

美唄市職員及び関係者と連携しながら、活動計画書に基づく業務を行っていただきます。

3. 応募条件

(全体事項) 下記(1)～(8)全ての要件を満たす方

- (1) 年齢 20 歳以上(令和 7 年 4 月 1 日時点)、デスクワークのできる方、英会話ができると尚可。
- (2) 三大都市圏等に在住し、採用後美唄市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。(ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。)
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意欲のある方。
- (4) 委嘱期間満了後に美唄市内で起業、就業して定住する意欲のある方。
- (5) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (6) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項に規定する普通自動車免許を有している(ペーパードライバーでなく、実際に運転できる)方。
- (7) パソコン(ワード・エクセル・パワーポイントなど)の一般的な操作のできる方。
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。

4. 活動形態及び期間

- (1) 美唄市から委嘱を受け、個人事業主として活動していただきます。(市との雇用関係はなし)
- (2) 委嘱の日から委嘱年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長 3 年間委嘱します。
- (3) 委嘱予定時期は要相談とします。
- (4) 活動場所は美唄市内とします。

5. 活動条件

- (1) 活動費 (3,492,000 円/年、基礎活動費 240,000 円/年)

基礎活動費には、社会保険料(国民年金、健康保険料)、通信料、ガソリン代、その他消耗品などを含むものとします。

(2) 勤務日・勤務時間

活動内容に応じた日数、時間とします。

6. 待遇及び福利厚生

- (1) 地域おこし協力隊は、雇用ではなく市から委嘱を受けます。
- (2) 賃貸借住宅に居住する場合、50,000 円／月まで助成があります。
ただし、家賃が 50,000 円/(月)を超える場合の超過分、住宅に係る水道光熱費等は個人負担になります。
- (3) 「5. 活動条件」に記載している基礎活動費以外の活動に係る必要経費は、別途「美唄市地域おこし協力隊活動補助金」を申請の上、活用することができます。
※生活に必要な備品・用品は個人負担になります。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができます。
- (5) 着任のための本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。

7. サポート体制

- (1) 美唄市経済観光課に、相談担当者を配置します。

8. 応募手続き

- (1) 応募受付期間
郵送で受け付けます。なお、提出した書類は返却しません。
- (2) 提出書類
 - ①美唄市地域おこし協力隊応募用紙
 - ②現在の住民票
 - ③普通自動車運転免許証の写し
- (3) 申し込み・お問合せ先
〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1-1
美唄市役所経済部経済観光課観光振興係
電 話：0126-63-0112（直通）
メール：kouryu@city.bibai.lg.jp

9. 選考方法

- (1) 第1次選考（書類審査）
書類受付後、結果を2週間以内に合否の結果を文書等で通知します。
- (2) 第2次選考（面接）
第1次選考合格者を対象に面接を行います。日程、場所等の詳細については1次選考結果の通知の際にお知らせします（第2次選考試験に要する交通費及び宿泊等は個人負担。）
- (3) 選考結果の報告
選考結果の報告は、速やかに文書等で第2次選考受験者全員に通知します。